

厚生労働省指定通信教育

入 試 要 項（ご案内） 2027（令和9）年度生募集

社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校
社会福祉科（社会福祉士一般養成通信課程）

目 次

2027（令和 9）年度生募集入学試験実施要領

・ 募集内容	---	1
・ 入学試験スケジュール	---	1
・ 小論文課題	---	1
・ 受験資格	---	2
・ 入学審査料および納入方法	---	2
・ 出願書類および提出方法	---	3
・ 選考方法	---	6
・ 合否判定および通知	---	6
・ 入学手続き	---	6
・ 個人情報保護に関して	---	7

本校社会福祉科概要

・ 履修科目一覧	---	8
・ 納付金等明細	---	9
・ 履修科目読替制度	---	10
・ 「教育訓練給付制度」（厚生労働省）講座指定	---	10
・ 学科課程スケジュール（予定）	---	13
・ 担当講師一覧（予定：2026（令和 8）年 9 月現在）	---	14
・ スクーリング予定（日程・時間割：予定）	---	16
・ 学校指定実習施設一覧（予定：2026（令和 8）年 9 月現在）	---	18
	---	20

参考資料

・ 参考資料Ⅰ（省令）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 （昭和 62 年・厚生省令第 49 号）－抜粋－	---	23
・ 参考資料Ⅱ（通知）指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護 等の業務の範囲等について（昭和 63 年社庶第 29 号厚生省社会局長、厚生 省社会局長、厚生省児童家庭局長通知社援発第 2 号令和 4 年 5 月 27 日）－ 抜粋－	---	24

出願書類記入説明（記入例）

【別紙】

- 〔様式 S-1〕 社会福祉科入学試験：入学志願書
- 〔様式 S-2〕 社会福祉科入学試験：小論文課題解答用紙
- 〔様式 S-3a〕 社会福祉科入学試験：実務経験自己申告書
- 〔様式 S-3b〕 社会福祉科入学試験：実務経験証明書（個票）
- 〔様式 S-4〕 社会福祉科入学試験：科目読替に関する申請書

2027（令和9）年度 入試要項

募集内容

学科名（課程名）・定員数・入学時期・実施地域は、次の通りです。

社会福祉科（社会福祉士一般養成通信課程） 定員：80名

入学時期：4月

実施地域：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・三重県・福井県・石川県
富山県・愛知県・岐阜県（2府9県）

入学試験スケジュール

2027（令和9）年度入学試験は、次の通りです。

区 分	出願期間（締切日消印・持ち込み有効）	判 定 日	備 考
第1次募集	令和8年10月1日（木）～12月18日（金）	令和9年1月8日（金）	
第2次募集	令和9年1月12日（火）～2月5日（金）	令和9年2月12日（金）	
第3次募集	令和9年2月15日（月）～3月12日（金）	令和9年3月26日（金）	

小論文課題

近年の社会福祉を取り巻く情勢と、その中で期待される「社会福祉士」の今後の果たす役割について述べなさい。

（巻末 様式 S-2 小論文課題解答用紙 700～800 字）

受験資格

本学科の受験資格は、次の通りです。

- ① 大学、4年制専門学校を卒業、または卒業見込みの方（学部・学科は問いません）
- ② 3年制短大、3年制専門学校（夜間・通信を除く）を卒業し相談援助業務の実務経験[※]が、入学までに1年以上になる方
- ③ 短大、2年制以上の専門学校を卒業し、相談援助業務の実務経験[※]が入学までに2年以上になる方
- ④ 相談援助業務の実務経験[※]が入学までに4年以上になる方

※相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設での相談援助業務です。

入試要項 P. 23 からの「参考資料」をご覧ください。また、ご不明な点は本校までお問い合わせください。

※入学までに必要な相談援助の実務経験期間は、入学年の3月31日までに規定に達している必要があります。

入学審査料および納入方法

入学審査料 : 20,000 円

納入方法 : 学校指定口座へのお振込みのみ（郵便局を除く）

学校指定口座 : 振込先 滋賀銀行瀬田支店

受取人 普通 487665 社福）華頂会 社会福祉科 理事長 ^{かとうひでたち}加藤 英 材

※入学審査料は、出願期間中に最寄りの銀行等（郵便局を除く）において、学校指定口座に振り込んでください。本校指定振込み用紙はありません。

※納入方法は、指定口座振込みのみの受付けとなっておりますので、ご注意ください。

※一旦納入された入学審査料は返金できませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

出願書類および提出方法

本校への入学を志願する場合は、入学審査料（銀行振込み：学校指定口座）を事前に納入の上、次の出願書類（全員必要書類および個別該当書類）を、別途出願用封筒に一括し、学校まで提出してください（出願期間締切日消印・持ち込み有効）。

なお、郵送にて出願書類を提出される場合は、書留郵便を必ずご利用ください。普通郵便での受付けはしていません。

また、本校窓口直接提出される場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時（事前に連絡をいただければ、午後 6 時）まで受付をいたします（時間厳守）。

【全員に必要な出願書類】

以下の書類は、受験資格に関わらず全員、提出が必要な書類となります。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 入学審査料納入確認書・・・振込受領証またはATM振替明細書 | |
| (2) 入学志願書・・・ | 指定用紙〔様式S-1〕（ <u>志望動機の記入を含む</u> 、横書き） |
| (3) 小論文課題解答用紙・・・ | 指定用紙〔様式S-2〕（両面800字分、横書き） |

※上記（1）（2）（3）の提出書類は、ボールペンで記入してください。

※それぞれの指定用紙（様式 S-1, 2）については、巻末の用紙を切り離し、原紙を使用してください（コピー使用不可）。

※上記中（2）志望動機（入学志願書の裏面）および（3）小論文課題解答は、必ず横書きで記入してください。

【個別に該当する出願書類】

以下の書類は、受験資格に応じて提出が必要な書類となります。書類の組み合わせについては、次の表を参照してください。

(A) 大学、短期大学、専修学校等を卒業された方（4年制大学の場合、卒業見込みを含む）

□卒業証明書／卒業見込証明書・・・出身学校長の証明・発行するもの

※卒業証書（コピー含む）の提出は無効となりますので、注意してください。

※なお、学校教育法第67条第2項の規定（「飛び入学」制度）の方は、ご連絡下さい。

※また、相談援助業務実務経験が4年以上の方に限り、次のBの書類があれば、卒業証明書等の提出を省略することができます（科目読替申請には必要です）。

(B) 相談援助業務の実務経験をおもちの方（規定年数の見込みを含む）

□実務経験自己申告書・・・指定用紙〔様式S-3a〕：次の実務経験証明書（個票）に基づき、各自が作成・申告するもの

□実務経験証明書（個票）・・・指定用紙〔様式S-3b〕：所属施設長等の作成・証明するもの（該当分）

※厚生労働省指定施設における相談援助業務の実務経験をお持ちで、ソーシャルワーク実習免除に該当される方は、これらの実務経験証明書（個票）および実務経験自己申告書を必ず提出してください（選考結果通知後の提出は不可）。

※実務経験の年数は、提出日現在で計算してください。なお、提出日の翌日以降、令和9年3月31日までに規定年数に達する見込みの場合、書類上の日付を提出日現在とし、必ず見込みであることを明記してください。

※実務経験自己申告書（様式 S-3a）については、必ず各実務経験年数の合算年数を申告書下段該当欄に記入してください。

※実務経験証明書（個票；様式S-3b）は、該当実務経験（施設、業務）毎に1枚ずつ作成してください（自己申告書に記入した職歴数分、必要となります。例えば、2施設にわたる実務経験の場合、自己申告書1枚に対し、個票は2枚必要となります）。

※実務経験証明書に記入する、厚生労働省令で定められた施設の条文該当番号、及び相談援助業務の範囲と各該当番号については、「表：相談援助業務の範囲」をご覧ください（P. 24）。

※「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。

※「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。

※「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。

※就業施設・機関において実務経験証明書を作成いただく際には、必ず本入試要項の「表：相談援助業務の範囲」及び「参考資料」を当該施設・機関担当者に提示した上で、該当する法律、通知等を十分に確認いただき作成いただくようお願いします。

※実務経験に虚偽等があった場合、社会福祉士資格取得後であっても、本校修了認定、及び社会福祉士資格取得が取り消される場合があります。くれぐれも誤りのないようお願いします。

(C) 履修科目読替申請希望の方

□履修科目読替に関する申請書・・・指定用紙〔様式S-4〕

□読替科目に関するシラバス、及び履修を証明する成績証明書

・・・ 出身学校長の証明・発行するもの

※提出する書類は、ボールペンで記入してください。なお、「実務経験自己申告書」および「実務経験証明書（個票）」については、必ず入試要項に綴じられた書式をコピーした用紙を原本として使用してください。

※いずれも、旧姓の証明であっても差し支えありません（戸籍抄本等の提出は不要）。

ただし、「履歴書」における「氏名」欄の所定箇所には、必ず旧姓を記入しておいてください。

【出願書類の組み合わせ】

出願時に提出が必要な書類の組み合わせは、下記の通りとなります（各番号は、3、4 頁の表中の書類に対応）。

[学歴および職歴の組み合わせ]

1：4年制大学を卒業されて（見込みを含む）、相談援助業務の実務経験がない場合
(1)+(2)+(3)+(A) (+ (C))

2：4年制大学を卒業されて、相談援助業務の実務経験が1年以上（見込みを含む）の場合
(1)+(2)+(3)+(A)+(B) (+ (C))

3：3年制の短大または専修学校等（夜間課程、通信課程を除く）を卒業されて、相談援助業務の実務経験が1年以上（見込みを含む）の場合
(1)+(2)+(3)+(A)+(B) (+ (C))

4：2年制の短大または専修学校等を卒業されて、相談援助業務の実務経験が2年以上（見込みを含む）の場合
(1)+(2)+(3)+(A)+(B) (+ (C))

5：相談援助業務の実務経験が4年以上（見込みを含む）の場合
(1)+(2)+(3)+(B) (+ (C))

【出願に関する特記事項】

◇出願書類の提出方法は、「書留郵便」での郵送もしくは「本校受付窓口へ直接ご持参」ください。（窓口受付時間：月～金 9：00～17：00 ）

◇出願後に氏名・住所・電話番号等が変更になった場合は、本校まで、至急ご連絡をお願いいたします（電話：077-547-2848 学科直通）。

選考方法

選考は、入学資格要件についての書類審査、および、小論文課題の審査によって行います。

合否判定および通知

それぞれの入学試験ごとに、合否の判定は、第1次募集：2027（令和9）年1月8日、第2次募集：2027（令和9）年2月12日、第3次募集：2027（令和9）年3月26日に行います。その際、出願書類に不備・不足があれば審査の対象になりませんのでご注意ください。

合否判定の結果については、郵送にて全員に通知します（判定日より約1週間以内）。

なお、電話による合否判定結果の問い合わせには、一切お応えできませんのでご了承ください。

入学手続き

合格者には、選考結果の通知と共に、入学手続きに必要な書類等を送付いたします。選考結果通知後の、学費の納入、および必要書類の提出については、くれぐれも期限を厳守してください。（詳しくは、通知時に別途ご案内します）。

なお、学費については、入学手続きの時点で全額（実習該当者には実習費も含む）を一括納入していただきます。もしくは、ローンでのお支払いも選択できます（利用には一定の審査があります）。また、入学年の3月31日までに入学を辞退された場合は、授業料、実習費については返還させていただきます（入学審査料及び入学金については、返金不可）。それ以降については一切返還できませんのでご注意ください。

- ◆合格通知に同封されている学費を指定期限までに納入された方が、本校への入学確定となります。
- ◆合格者のうち、現場実習が必要な方については、通知後に送付する「ソーシャルワーク実習ガイドブック」の中の「「ソーシャルワーク実習」調査票」（事前希望調査）を作成、提出していただきます（詳細は、別途ご案内いたします）。
調査票に基づき、相談を重ねながら、実習先を決定させていただきます。
- ◆出願時点において、大学卒業や実務経験が見込みである場合には、入学以降に各証明書を再度提出してください（詳しくは、別途ご案内いたします）。
- ◆大学の卒業ができなかった場合、合否判定は無効となります（この場合、納入された学費の返金不可）。
- ◆実務経験が規定年数に達しなかった場合は、合格判定または実習免除の通知は無効となります（この場合も、納入された学費の返金不可）。ソーシャルワーク実習免除が無効となった場合、入学後に現場実習の履修が必要となります（追加で実習費の納入が必要）。
- ◆実務経験等に虚偽のあった場合、社会福祉士資格取得後であっても、本校修了認定及び社会福祉士資格取得が取り消される場合があります。

個人情報保護に関して

本校では、個人情報に関してその取り扱い規程を定め、その保護に努めており、本学科受験生（お問い合わせのみの方も含む）に関しても、同規程に則って個人情報保護を図っています。

入学試験受験、及び入学に際して提供いただいた情報に関しては、本校個人情報保護規程における①から⑯に付随する業務の実施に限って使用することとし、これ以外の利用目的を越えて使用する場合、事前に同意を得ることとします。本校教育へのご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- ①華頂社会福祉専門学校が学則に基づいて行う教育に関する業務
- ②学生・受講生の募集・入学試験・広報活動に関する業務
- ③就職に関する業務
- ④教務に関する業務
- ⑤学籍管理に関する業務
- ⑥学生本人及び保護者への連絡、及び各種書類の発送、その他これに付随する業務
- ⑦連絡網作成に関する業務
- ⑧課外活動・学校行事に関する業務
- ⑨学納金に関する業務
- ⑩教育上必要な試験・研修に関する業務
- ⑪研究報告書・研究紀要・学校新聞・学校案内の発行に関する業務
- ⑫同窓会に関する業務
- ⑬社会福祉、介護福祉等関連情報の提供
- ⑭社会福祉士及び介護福祉士法、厚生労働省令に基づく手続き業務
- ⑮学生の実習履修に伴う事故対応に関連した保険会社への提供
- ⑯その他

本校社会福祉科概要

◇本学科は、厚生労働省の指定する「社会福祉士一般養成通信課程」で、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・岐阜県・三重県・福井県・石川県・富山県・愛知県、2府9県を対象地域としています。

◇修業年限は2年（毎年度4月入学）、5学期制（4～7月：1学期、8～11月：2学期、12～翌年3月：3学期、翌年4～7月：4学期、翌年8月～3月：5学期）です。

◇学科課程の修了と同時に社会福祉士国家試験の受験資格が得られます。また、修了見込み者は、その年度に実施される国家試験を受験することが出来ます（入学後、2年目の冬）。

◇入学定員は80名です。

◇履修科目としては、厚生労働省指定科目に基づき、実習関連2科目を含めて合計23科目になります。

※本校に入学するまでに厚生労働省が定める施設で1年以上相談援助業務に従事した方は、実務経験証明（出願時）およびソーシャルワーク実習免除手続き（入学後）をもって、ソーシャルワーク実習関連2科目（ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導）の履修が免除されます。

※本校では、入学以前に介護福祉士養成施設等や精神保健福祉士一般養成施設等を卒業した場合等でも、実習関連科目以外の18科目について、**原則として履修免除は一切ありません**（履修科目読替の場合を除く）。

◇学習の方法は、テキスト（最新・社会福祉士養成講座：中央法規）に基づき、学習課題（科目担当講師による本校独自の問題および課題等）による自宅学習（印刷教材による授業）を中心に進めていきます。

◇ソーシャルワーク演習（全員対象）、ソーシャルワーク実習指導（実習該当者のみ対象）については、自宅学習に加えて、スクーリングへの参加（面接授業）により進めていきます。

※自宅学習は、科目ごとに指定された授業時間数相当の課題を学習し、担当講師の採点・添削指導および評価を受けます。

※スクーリングは、夏（8月予定）と冬（2月予定）に本校において実施します（各スクーリングとも、第1期と第2期のいずれかを選択）。面接授業は、科目ごとに指定された授業時間数の出席（受講）をし、指導および評価を受けます。

◇ソーシャルワーク実習は、実習該当者のみが履修します。本校では、指定施設における240時間（30日間）の配属実習が必要になります。なお、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上（入学年度の前年度3月末日現在）ある方は、ソーシャルワーク実習が免除されます。

※ソーシャルワーク実習の指定施設は、本校の設立主体「華頂会」の施設をはじめ、各地に受入れ施設があります。

※実習免除に必要な「実務経験証明書」は、入学試験出願時に提出していることが条件となります（選考結果通知後の提出は不可）。

※年末年始など特定期間を指定しての履修などは行えません。あらかじめ、ご了承下さい。

◇各科目ならびにソーシャルワーク実習の指導に携わる講師陣は、大学教員や現場の第一線で活躍中のメンバーが揃っています。また、本校社会福祉科専任教員は、自宅学習、スクーリング等のご不明な点などに対しては、メールやオンラインチャット zoom などでお問い合わせができ、安心して学習を進めることができます。

履修科目一覧

科 目	科 目
医学概論	社会保障
心理学と心理的支援	高齢者福祉
社会学と社会システム	障害者福祉
社会福祉の原理と政策	児童・家庭福祉
社会福祉調査の基礎	貧困に対する支援
ソーシャルワークの基盤と専門職	保健医療と福祉
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	権利擁護を支える法制度
ソーシャルワークの理論と方法	刑事司法と福祉
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク演習 及び 同(専門)
地域福祉と包括的支援体制	ソーシャルワーク実習指導*
福祉サービスの組織と経営	ソーシャルワーク実習*
合計2808時間 (『厚生労働省社会福祉士養成施設指定規則(別表第一)』)	

※〔ソーシャルワーク実習免除規定〕

厚生労働省指定施設における1年以上の相談援助業務実務経験を有する者は、実習関連科目(「ソーシャルワーク実習」、「ソーシャルワーク実習指導」)が免除されます。(『厚生労働省社会福祉士養成施設指定規則(別表第一)』より)

納付金等明細

〔入学試験関連事項〕

項 目	金 額	納入期限	摘要
入学審査料	20,000円	入学試験受験手続き時	
合 計	20,000円		

〔学費関連事項〕

項 目	金 額	納入期限	摘要
入学金	50,000円	入学手続き時	
授業料	300,000円	入学手続き時	*1
実習費	100,000円	入学手続き時	*2
合 計	450,000円 (実習免除者は350,000円)		*3

※1 スクーリング料を含む

※2 実習該当者のみ

※3 下記、履修科目読替対象の場合、別途指定（下記参照）。

テキスト代（新・社会福祉士養成講座 中央法規）は別途。

※その他

学費のお支払い方法については、教育訓練給付制度（P.13 参照）や各種ローン制度（審査があります）が利用できます。ご相談ください。

履修科目読替制度

下記の所定の条件を満たした者は、所定の手続きをとることによって、履修科目の一部が免除される場合があります（「必ず」ではありません）。

1. 既修得科目の履修認定

◇本校社会福祉科への入学以前に在籍していた学校、学部における既修得科目について、所定の条件の下で、履修認定を行います。

※本校への入学に先立って他の学校等において履修した科目は、入学者からの申請に基づき、学習内容の評価を行った上で、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、本校社会福祉科における科目の履修に代えることが出来ます。

※履修認定された科目については、社会福祉科在籍中の科目履修が免除されます。

※履修免除された科目に関する授業料は、減額されます（減額される金額については、別記、社会福祉科細則参照）。

※履修認定の申請を希望する者は、入学に際して所定の期日までに、既修得科目に係るシラバス、成績表等所定の書類を提出しなければなりません。

※必要な手続きが行われなかった場合、履修認定は行えません。また、あくまで提出された書類に基づいて審査を行います。

※あくまで申請内容に対する審査、判定を行った上で決定されますので、申請された科目について、認定を予め保証することは出来ません。

2. 履修認定に関する制限事項

◇既修得科目に関する履修認定については、下記制限の範囲内で履修認定を行います。

※本校における教育内容と他校における教育内容と読替が可能な科目については、華頂社会福祉専門学校細則別表（第 11 条）に定めています。

※履修認定の取り扱いを行う科目数（科目履修時間）については、社会福祉科における総履修時間の 2 分の 1 以内に限るものとします。

※ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習については、どちらか一方の科目のみを履修認定の取り扱い対象とすることは出来ないものとします。したがって、両方の科目を同時に履修認定できない場合（いずれか一方の科目でも履修認定が行えない場合）、いずれの科目についても、履修が必要となります。

参考：別表（第 11 条） 社会福祉科における科目の読替について（社会福祉科細則より抜粋）

華頂社会福祉専門学校社会福祉科（社会福祉士一般養成通信課程）への入学に際して、既修得科目による本校履修科目（指定科目）への読替による科目認定を希望する場合、その対象となる科目の範囲については、「社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」（厚生労働省社援発第 0328005 号）に基づき、以下の通りとする。

指定科目等名	読替の範囲
医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造（・）機能（・）疾病、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心理的支援 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム ②家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助、相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの理論と方法、相談援助、相談援助の理論と方法
地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法 ②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目
貧困に対する支援	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
福祉サービスの組織と経営	福祉経営、福祉運営管理、福祉管理運営、社会福祉経営、社

	会福祉運営管理、社会福祉管理運営、社会福祉施設経営
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
高齢者福祉	介護保険、介護保険制度、介護保険サービス、高齢者福祉制度、高齢者福祉サービス、老人福祉、老人福祉制度、老人福祉サービス、高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児（・）者福祉、障害児（・）者福祉制度、障害児（・）者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童家庭福祉、児童（・）家庭福祉制度、児童（・）家庭福祉サービス、児童福祉、児童福祉制度、児童福祉サービス、家庭福祉、家庭福祉制度、家庭福祉サービス、児童（・）家庭に対する支援と児童（・）家庭福祉制度、子ども家庭福祉、こども家庭福祉、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
保健医療と福祉	保健医療、保健医療制度、医療制度、保健医療サービス、医療福祉、医療ソーシャルワーク
権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの２科目
刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
ソーシャルワーク演習 同（専門）	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習、ソーシャルワーク演習

※指定科目に表記された各科目に関する教育内容が網羅されている場合に限る。

1. 読替の認定については、学則に定められた所定の手続きをもって、学校長により行われるものとする。
2. 読替にあたっては、以下のいずれかに該当する場合においても、読替の対象とする。
 - ①読替の範囲に示された科目名の末尾に「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」、及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
 - ②指定科目に表記された各科目に関する教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行っている場合
 - ③一つの指定科目の教育を複数科目の履修により行う場合であってその当該複数科目の名称の全てが一つの指定科目の読替の範囲に該当する場合（読替の範囲の条件が別途規定されているものについては、それらも満たすこと）
 - ④①、②、③いずれの場合にも該当する場合
3. 上記に当てはまらない科目については、別途、厚生労働省への照会の後、読替の認定に関する判定を行うものとする。
4. 科目読替によって免除される科目について、授業料から減額する。免除科目の科目毎の単価については、以下の通りとする。

- 9,000 円：医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉調査の基礎、福祉サービスの組織と経営、障害者福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、児童・家庭福祉、権利擁護を支える法制度、刑事司法と福祉
- 18,000 円：ソーシャルワークの基盤と専門職、地域福祉と包括的支援体制、社会保障、高齢者福祉、社会福祉の原理と政策、社会福祉調査の基礎
- 36,000 円：ソーシャルワークの理論と方法
- 45,000 円：ソーシャルワーク演習

「教育訓練給付制度」（厚生労働省）講座指定

※本校は、一般教育訓練対象の指定講座です。

この制度は、一定条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講・修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学金および1年分授業料等）の20%相当額がハローワーク（公共職業安定所）から支給されるというものです。

【制度の概要】

◇受講のために受講者本人が本校に対して支払った教育訓練経費（入学金および1年分授業料等）の20%に相当する額をハローワークより支給します（学科課程修了時）。

ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は、10万円とし、8千円を超えない場合は、教育訓練給付金は支給されません。

※本学科の学費のうち、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、入学金および1年分授業料等（授業料等全額の月割り12ヵ月相当分）です。

※支給要件期間の暫定措置として当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることが出来ることとなっています。

※履修科目読替制度を利用した場合、本制度の適用除外となります。くれぐれもご注意ください。

※本制度の利用の詳細については、本校社会福祉科修了時に改めて案内の予定です。

※履修科目読替制度を利用した場合の範囲に、実習免除者も入ることになっています。

学科課程スケジュール（予定）

◇本学科における入学から修了までの学科課程スケジュールは、次の通りです。

1年目 科目名	学習 時間 合計	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		第1学期				第2学期				第3学期			
医学概論	90				課題①								
ソーシャルワークの基盤と専門職 （共通）	90	課題①											
ソーシャルワークの基盤と専門職 （専門）	90				課題①								
社会福祉の原理と政策	180	課題①			課題②								
保健医療と福祉	90	課題①											
社会保障	180					課題①		課題②					
心理学と心理的支援	90					課題①							
ソーシャルワークの理論と方法 （共通）	180							課題①		課題②			
社会学と社会システム	90					課題①							
貧困に対する支援	90									課題①			
権利擁護を支える法制度	90											課題①	
ソーシャルワーク演習 （共通）	81							課題①					
ソーシャルワーク演習 （専門）	324+4 5 (2年 間)									課題①		スクーリング 課題②	
ソーシャルワーク実習指導	243 + 27 (2年 間)	課題①				スクーリング 課題②・③							
ソーシャルワーク実習						実習							

2年目 科目名	学習 時間 合計	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		第4学期				第5学期							
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	180	課題①		課題②									
高齢者福祉	90	課題①											
福祉サービスの組織と経営	90		課題①										
障害者福祉	90			課題①									
児童・家庭福祉	90					課題①							
地域福祉と包括的支援体制	180					課題①		課題②					
社会福祉調査の基礎	90									課題①			
刑事司法と福祉	90							課題①					
ソーシャルワーク演習(専門)	324+4 5 (2年 間)	課題③		課題④		スクーリング							
ソーシャルワーク実習指導	243+ 27 (2年 間)	課題②・③				スクーリング							
ソーシャルワーク実習	(240)	実習											
国家試験													修了 判定

講師一覧

講 師	科 目
平尾 竜一	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク実習指導
(専任教員)	ソーシャルワーク実習 社会福祉の原理と政策
	権利擁護を支える法制度 児童・家庭福祉
渡辺 美也子	心理学と心理的支援
秦 康宏	ソーシャルワークの理論と方法
辰巳 佳寿恵	社会福祉調査の基礎 地域福祉と包括的支援体制
	社会学と社会システム
岡本 芳也	ソーシャルワークの基盤と専門職
東 公美	刑事司法と福祉
棧原 弘司	福祉サービスの組織と経営 貧困に対する支援
松井 圭三	社会保障
日下 純子	高齢者福祉 保健医療と福祉
保科 和久	障害者福祉
立脇 一美	医学概論
花原 信昭	ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク実習指導
	ソーシャルワーク実習

講師一覧

講 師	科 目
宮川 淑恵	ソーシャルワーク演習

※令和 8 年 9 月現在

(順序不同)

スクーリング予定（日程・時間割：予定）

☆スクーリング日程・時間割：1年目

〔ソーシャルワーク実習指導スクーリング①（8月）：第1期〕 ※要実習の方のみ

日程・時間	8月3日	8月4日
9:00～10:30	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導 (12:10終了)
休憩		
10:40～12:10		
13:00～14:30	ソーシャルワーク実習指導	
休憩		
14:40～16:10		

〔ソーシャルワーク実習指導スクーリング①（8月）：第2期〕 ※要実習の方のみ

日程・時間	8月11日	8月12日
9:00～10:30	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導 (12:10終了)
休憩		
10:40～12:10		
13:00～14:30	ソーシャルワーク実習指導	
休憩		
14:40～16:10		

〔ソーシャルワーク演習スクーリング①（2月）：第2期〕

日程・時間	2月1日	2月2日	2月3日
9:00～10:30	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習
休憩			
10:40～12:10			
13:00～14:30	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習
休憩			
14:40～17:10			

〔ソーシャルワーク演習スクーリング①（2月）：第2期〕

日程・時間	2月15日	2月16日	2月17日
9:00～10:30	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習
休憩			
10:40～12:10			
13:00～14:30	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習	ソーシャルワーク 演習
休憩			
14:40～17:10			

※オンライン形式（zoom等）によるスクーリングになることがあります。

☆スクーリング日程・時間割：2年目

〔ソーシャルワーク演習スクーリング②：第1期〕

日程・時間	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
9:00～10:30	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習
休憩				
10:40～12:10	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	修了ガイダンス（12:30～）
13:00～14:30				
休憩				
14:40～17:10				

〔ソーシャルワーク演習スクーリング②：第2期〕

日程・時間	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日
9:00～10:30	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習
休憩				
10:40～12:10	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	修了ガイダンス（～14:30）
13:00～14:30				
休憩				
14:40～17:10				

※「ソーシャルワーク演習②」最終日の修了ガイダンスは、終了次第解散。

〔ソーシャルワーク実習指導スクーリング②：第1期〕 ※要実習の方のみ

日程・時間	8月9日	8月10日
09:00～10:30	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導
休憩		
10:40～12:10	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導
13:00～14:30		
休憩		
14:40～16:10		

〔ソーシャルワーク実習指導スクーリング②：第2期〕 ※要実習の方のみ

日程・時間	8月21日	8月22日
09:00～10:30	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導
休憩		
10:40～12:10	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導
13:00～14:30		
休憩		
14:40～16:10		

◆各スクーリングは、第1期と第2期のどちらかを選択し、参加していただきます。

◆各スクーリングは受講定員が20名のため、各期に分かれることがあります。

学校指定実習施設一覧

◇実習該当者は、以下の学校実習施設より実習先を選択し、実習をしていただきます。

◇「ソーシャルワーク実習」は厚生労働省が定める実習施設において 240 時間（30 日間）の実習が必須です。

◇実習施設・日程は、実習施設との調整になります。

◇一覧に記載された実習施設は、令和 8 年 9 月現在において実習可能な施設です。

実習施設名称 (法人名等)	種 別	所 在 地	電話番号
(社福)グロー ひのたに園	救護施設	滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121	0748-52-0645
(社福)恩賜財団済生会 淡海荘	特別養護老人ホーム	滋賀県栗東市出庭697-1	077-552-1224
(社福)近江和順会 ヴィラ十二坊	特別養護老人ホーム	滋賀県湖南市岩根690-4	0748-75-8883
(社福)近江ちいろば会 高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 ケアハウス等	滋賀県湖南市菩提寺327-4	0748-74-3900
(社福)近江ちいろば会 みなくち みんなの家	認知症対応型共同生活介護	滋賀県甲賀市水口町本丸2-54	0748-76-3092
(社福)光養会 ふじの里	特別養護老人ホーム	滋賀県高島市安曇川町下小川字藤ノ里3220-1	0740-32-4165
(社福)大阪自彊館 角川ヴィラ	救護施設	滋賀県高島市今津町角川1161	0740-24-0066
(社福)ゆたか会 清湖園	生活介護 施設入所	滋賀県高島市今津町南新保87-14	0740-22-3490
(社福)守山市社会福祉協議会 守山市社会福祉協議会	社会福祉協議会	滋賀県守山市下之郷3-2-5	077-583-2923
(社福)守山市社会福祉協議会 石田デイサービスセンター	通所介護	滋賀県守山市石田町422	077-585-5955
(社福)びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター 草津	医療型障害児入所施設	滋賀県草津市笠山8-3-113	077-566-0701
(企組)やじろべえのハウス やじろべえのハウス	通所介護	滋賀県草津市木川町1607	077-566-5068
(社福)桐生会 桐生園	特別養護老人ホーム	滋賀県大津市桐生 1 丁目26番7号	077-549-1129
(社福)大津市社会福祉事業団 榛原の里	特別養護老人ホーム	滋賀県大津市真野普門3-1120	077-573-9901
(社福)華頂会 福寿荘	特別養護老人ホーム	滋賀県大津市大萱7-7-1	077-545-2160
(社福)共生シンフォニー クレオカレッジ	自立訓練・就労移行支 援（一般型）・就労定着 支援	滋賀県大津市大萱 7 丁目 6-4 3	077-543-3662
(社福)志賀福祉会 近江舞子しょうぶ苑	特別養護老人ホーム	滋賀県大津市南小松90	077-596-2233
(社福)大津市社会福祉協議会 大津市社会福祉協議会	社会福祉協議会	滋賀県大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津 5 階	077-525-9316

実習施設名称 (法人名等)	種 別	所 在 地	電話番号
(NPO) 子どもソーシャルワークセンター 子どもソーシャルワークセンター	児童自立支援施設	滋賀県大津市観音寺9-8	077-575-4378
(社福) 湘南学園 れもん会社	就労移行支援・就労継続支援 (B型)	滋賀県大津市平津二丁目4番9号	077-537-0046
(社福) 湘南学園 湘南学園	児童養護施設	滋賀県大津市平津二丁目4番9号	077-537-0046
(社福) グロー ふくら	特別養護老人ホーム	滋賀県長浜市内保町480	0749-74-0044
(社福) 青い鳥会 彦根学園	生活介護 施設入所	滋賀県彦根市高宮町2671	0749-22-2266
(社福) さざなみ学園 さざなみ学園	児童心理治療施設	滋賀県彦根市鳥居本町1586	0749-22-2523
(社福) 岐阜県社会福祉事業団 岐阜県立寿楽苑	特別養護老人ホーム	岐阜県岐阜市中2-470	058-239-8830
(社福) 白皇山保護園 野積園	生活介護 施設入所	富山県富山市八尾町上ヶ島313	076-455-3535
(社福) 恩賜財団 愛知県同胞援護会春緑苑	特別養護老人ホーム	愛知県春日井市廻間町703-1	0568-88-5585
(NPO) 就労ネットうじ みっくすはあつ	就労移行支援・就労継続支援 (B型)	宇治市小倉老ノ木 13-1 宇治小倉マンション221号	0774-23-7920
(社福) 利生会 亀岡園	特別養護老人ホーム	京都府亀岡市山崎町上野原100	0771-24-5408
(社福) 京都障害者福祉センター 京都市山科身体障害者福祉会館	生活介護	京都府京都市山科区竹鼻四丁野町34-1	075-591-8821
(社福) 京都国際社会福祉協力会 京都市みぶ学園	就労継続支援 (B型)	京都府京都市中京区壬生坊城町19-4	075-802-2085
(社福) 京都障害者福祉センター 京都市伏見障害者授産所	生活介護 就労継続支援 (B型)	京都府京都市伏見区紙子屋町544	075-603-1291
(社福) 京都国際社会福祉協力会 京都のぞみ学園	就労継続支援 (B型)	京都府京都市伏見区竹田田中殿町91-2	075-642-8454
(社福) 七野会 原谷こぶしの里	特別養護老人ホーム	京都府京都市北区大北山長谷町5-36	075-463-4888
(社福) 北桑会 美山やすらぎホーム	特別養護老人ホーム	南丹市 美山町島小栗栖山13-1	0771-75-0847
(社福) 三重県厚生事業団 三重県身体障害者総合福祉センター	生活支援	三重県津市一身田大古曾670-2	059-231-0155
(社福) 青松園 青松園	特別養護老人ホーム	三重県津市高洲町15-43	059-228-2661
(社福) 鈴鹿聖十字会 鈴鹿聖十字の家	特別養護老人ホーム	三重県鈴鹿市木田町1961	059-374-0318
(社福) いずみ福祉会 いずみ園	特別養護老人ホーム	石川県金沢市増泉4丁目4-28	076-245-5500
(社医) 慈恵会 大阪緑ヶ丘	介護老人保健施設	大阪府岸和田市流木町668-1	072-428-0781
(社福) 成光苑 高槻けやきの郷	特別養護老人ホーム	大阪府高槻市番田1-60-1	072-662-5888
(社福) 白寿会 玉出地域包括支援センター	地域包括支援センター	大阪府大阪市西成区南津守7-12-32	06-6651-6888

実習施設名称 (法人名等)	種 別	所 在 地	電話番号
(社福)つくし会 萱振苑	特別養護老人ホーム	大阪府八尾市萱振町 5-10	072-999-2077
(社福)仁南会 国見苑	特別養護老人ホーム	奈良県御所市柏原1594-1	0745-63-1102
(社福)青垣園 青垣園	生活介護 就労継続支援 (B) 型 生活訓練	奈良県大和高田市藤森94-1	0745-53-2700
(社福)ハスの実の家 ハスの実の家	就労移行支援・就労継続支援 (B 型)	福井県あわら市二面87号26-2	0776-78-6743
(社福)光道園 第一光が丘ハウス	養護老人ホーム	福井県丹生郡越前町朝日22-7-1	0778-34-8001
(社福)池田町社会福祉協議会 池田町社会福祉協議会	社会福祉協議会	福井県今立郡池田町藪田5-3-1	0778-44-8000
(社福)ふくい福祉家 デイサービスセンター幸	通所介護	福井県敦賀市平和町1番23号	(0770-25-3100
(社福)博愛福祉会 サンホームみかづき	特別養護老人ホーム	兵庫県佐用郡佐用町志分515	0790-79-3145
(社福)みつみ福祉会 みつみ学苑	入所施設 就労継続支援 B 型	兵庫県丹波市山南町岩屋2003	0795-77-0094

(順序不同)

参 考 資 料

※参考資料Ⅰ，Ⅱの内容については、最新のものとなっておりますが、関連法律、制度の改変、施行に伴い変更される場合があります。また、それに伴い、受験の際提出いただいた実務経験証明書については、変更後の要件に合わせた証明書が改めて必要になる場合もありますので、予めご了承ください。また、その際には、本校から連絡させていただきます。

参考資料Ⅰ

○「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和 62 年厚生省令第 49 号）（抄）

（指定施設の範囲）

第 2 条 法第 7 条第四号 の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 九 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

参考資料Ⅱ

○「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年社第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知）（抄）

別添 1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- （1）施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー
- （2）施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- （3）施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する個別対応職員
- （4）施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員
- （5）施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- （6）施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- （7）施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員
- （8）施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- （9）施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）にあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成

24年厚生労働省令第15号)第5条第1項、第3項第3号及び第5号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号、第66条第1項並びに第73条第1項第2号に規定する指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び障害福祉サービス経験者

(10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員

(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員

ア患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

イ患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ患者の社会復帰に係る相談援助

エ以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

(12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員

(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに精神科ソーシャルワーカー

(15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(専任の家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する専任の母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

- (17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員
- (21) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定

する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号）第２条第１項第５号、第２項第４号及び第３項第６号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第１３１条第１項第２号に規定する生活相談員及び同項第６号に規定する介護支援専門員

（２３）施行規則第２条第１２号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４第１項に規定する包括的支援事業（同法第１１５条の４第２項第４号から第６号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員

（２４）施行規則第２条第１３号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号）第１１条第１項第２号イ(2)、第３号イ(1)及びロ、第４号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第５号イ(1)及びロ(1)並びに第６号イ(1)に規定する生活支援員、同項第５号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第２号イ(3)、第３号イ(2)、第４号イ(2)、第５号イ(3)及びロ(2)並びに第６号イ(2)に規定するサービス管理責任者

（２５）施行規則第２条第１３号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号）第９条第１項第２号に規定する指導員

（２６）施行規則第２条第１３号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号）第１０条第１項に規定する管理人

（２７）施行規則第２条第１３号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号）第１２条第１項第４号、第３９条第１項第３号、第５２条第１項第２号及び第２項、第５９条第１項第２号（第２項において読み替えられる場合を含む。）及び第３項、第６４条第１項第２号、第６５条第１項第２号並びに第７５条第１項第２号（第８８条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第６４条第１項第３号に規定する就労支援員及び同令第１２条第１項第５号、第３９条第１項第４号、第５２条第１項第３号、第５９条第１項第４号、第６４条第１項第４号、第６５条第１項第３号及び第７５条第１項第３号（第８８条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

（２８）施行規則第２条第１３号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２７号）第３条に規定する相談支援専門員

（２９）施行規則第２条第１３号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２８号）第３条に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
 - ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - ・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - ・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第1項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
 - ・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
 - ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センター
- ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第829002号)に基づく隣保館
- ・相談援助業務を行っている専任の指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添10(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
- (11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会
- ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている専任の職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (13) 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関
- ・児童指導員及び保育士
- (14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設
- ・相談援助業務を行っている専任の指導員及びケースワーカー
- (15) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
- ・相談援助業務を行っている専任の指導員
- (16) 更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- ・保護観察官
- (17) 更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号)第1条第4項に規定する更生保護施設
- ・補導主任及び補導員
- (18) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
- ・相談援助業務を行っている指導員
- (19) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (20) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の指導員
- (21) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生

活支援施設、乳児院及び保育所等

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(22) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の相談員

(23) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(24) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「

利用者支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(25) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設

- ・児童指導員及び保育士

(26) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(27) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(28) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(29) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設

- ・児童指導員及び保育士

(30) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設

- ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員

(31) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員

(32) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1

1(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(33) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記11 (4) に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(34) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号) による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号) 別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱) に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設

- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(35) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行

- ・地域定着支援事業実施要綱) に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設

- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(36) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号) 別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱) に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号) に規定する病院として必要な職員を除く。)

(37) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号) 別添2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)

(38) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)を行う施設(老

人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)

- ・生活相談員

(39) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設

- ・支援相談員

(40) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)を行う施設

- ・オペレーター

(41) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)を行う施設

- ・オペレーションセンター従業者

(42) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

- ・生活相談員

(43) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)を行う施設

- ・介護支援専門員

(44) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を行う施設

- ・生活相談員及び介護支援専門員

(45) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

- ・介護支援専門員

(46) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

- ・担当職員

(47) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

(48) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

(49) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている専任の職員

(50) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(51) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

(52) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添9(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター

(53) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所

・相談援助業務を行っている専任の相談員

(55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター

・生活相談指導員

(56) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」

(平成27年4月9日付け雇発0409第10号・社援発第0409第2号)別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)、「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号)による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号)の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1(地域支え合い体制づくり事業)に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

・相談援助業務を行っている専任の職員

(57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添11(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施に

ついて」別添１３（熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

（５８）「平成２１年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成２２年１月２８日付け社援発０１２８第１号）別添１（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添４（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所

- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員

（５９）生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第２条第２項第１号に規定する自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第２条第６項に規定する家計相談支援事業を行っている事業所

- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援相談員及び家計相談支援員

（６０）生活保護法第５５条の６第１項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所

- ・就労支援員

（６１）発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第１４条に規定する発達障害者支援センター

- ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成１７年７月８日付け障発第０７０８００４号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

（６２）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第１９条第１項第２号に規定する広域障害者職業センター

- ・障害者職業カウンセラー

（６３）障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項第３号に規定する地域障害者職業センター

- ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者

（６４）障害者雇用納付金制度に基づく第１号職場適応援助者助成金受給資格認定法人・第１号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

（６５）障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成２０年法律第９６号）第３条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第２７条に規定する障害者雇用支援センター

- ・旧法第２８条第１号、第２号及び第７号に規定する業務を行う職員

（６６）雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人

- ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

（６７）障害者の雇用の促進等に関する法律第２７条に規定する障害者就業・生活支援センター

- ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成１４年５月７日付け職高発第０５０７００４号、障発第０５０７００３号）別紙２（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙３（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員

（６８）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第８条に規定する公共職業安定所・精神障害者雇用トータルサポーター

（６９）「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成２１年３月３１日付け２０文科生第８１１７号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教

育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関

- ・スクールソーシャルワーカー

（70）施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（69）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

3 2（70）の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

（1）認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記1及び2の（1）から（69）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。

（ア）当該施設設置者と雇用関係を有していること。

（イ）労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上であること。

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の（1）から（69）までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

（2）認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（70）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

（別記様式（略））

別添 2

○「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会福祉士局庶務課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）（抄）

1 業務従事期間の設定

過去において福祉に関する相談援助の業務または介護等に従事していた期間を有する者については、従事していた期間、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を設定するものであること。

別添 3

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

(昭和62年12月15日 厚生省告示第203号)

1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年／文部科学省／厚生労働省／令第3号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業

2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所

3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター

5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設

6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所

7 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設

8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所

9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター

10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業

11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター

12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設

13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業

14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター

16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業

17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

18 前各号に準ずる施設又は事業

別添 4

○社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について

（平成20年11月11日社援発大1111001号厚生労働省社会・援護局長通知）

社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。）に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場

2「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場

3「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設

4「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター

5「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

6「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館

7次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所

（1） 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。

（2） 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。

（3） 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。

（4） 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。

（5） 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に参加していること。

出願書類記入説明（記入例）

「入学志願書」（様式 S-1）記入方法

●全ての記入欄について、記入漏れがないようにしてください。

〔様式 S-1〕

厚生労働省指定通信教育

社会福祉科入学試験：入学志願書

20〇〇年 11月1日現在

ふりがな 氏 名	かちよう ふくこ 華頂 福子	旧姓 () 性別 (女)	写真貼付 ※4×3cm縦長 ※撮影後3ヵ月以内
生年月日	1971年 10月 1日生	年齢 (満 46 歳)	※出願日現在
現住所	〒 525-**** 滋賀県草津市〇〇町**** TEL (077) **** - **** (自宅・下宿・寮・その他 ())		
連絡先住所	〒 665-**** 兵庫県宝塚市〇〇町**** TEL (0797) *** - **** 宛名 (〇〇 〇〇 方 ※現住所以外、なければ空欄)		
勤務先住所	〒 520-**** 滋賀県大津市〇〇**** 学校連絡 (可・不可) TEL (077) **** - **** 名称 (〇〇ホーム) 種別 (精神障害者グループホーム)		
その他の連絡方法	☐ 携帯電話 (090) **** - **** ☐ FAX (077) **** - **** ☐ MAIL (****@****.ne.jp)		
学 歴	1990年 3月卒業 名称 (〇〇県立 〇〇 高等学校) 自 1990年 4月 名称 (〇〇立 〇〇短期 大学) 至 1992年 3月 専攻 (発達心理学科) 自 1992年 4月 名称 (〇〇立 〇〇専門学校) 至 1994年 3月 専攻 (社会福祉科) 自 年 月 名称 (立) 至 年 月 専攻 ()		
職 歴	自 1994年 4月 1日 名称 (株式会社 〇〇書房 (出版業)) 至 1995年 9月 30日 職種 (営業担当) (専任・非常勤) 自 1996年 4月 1日 名称 (社会福祉法人 〇〇会 〇〇荘 (特別養護老人ホーム)) 至 1998年 3月 31日 職種 (生活相談員) (専任・非常勤) 自 1998年 10月 1日 名称 (医療法人 〇〇会 〇〇病院 (病院)) 至 2001年 3月 31日 職種 (医療ソーシャルワーカー) (専任・非常勤) 自 2001年 4月 1日 名称 (社会福祉法人 〇〇会 〇〇ホーム (精神障害者グループホーム)) 至 2002年 11月 1日 職種 (相談員) (専任・非常勤)		
〔趣味・特技〕	〔取得資格〕		
読書、テニス	・社会福祉主事任用資格 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・レクリエーション・インストラクター資格 ・小学校教諭二級普通免許 ※社会福祉関連資格のみ		
〔社会福祉活動の経験・実績〕	〇〇市自閉症児親の会 (ボランティア)		
入学要件 (自己申告) : □4年制大学卒業／卒業見込 (実務経験1年以上／見込 有・無) □3年制短期大学・専修学校等卒業＋実務経験1年以上／見込 □2年制短期大学・専修学校等卒業＋実務経験2年以上／見込 □実務経験4年以上／見込			

※記入要領 (共通) : 空欄部および () 内は必要事項を記入、_ _ _はいずれかに〇、□欄は該当項目にチェック

写真の貼付については、表面の指定箇所をお願いします。

「氏名」欄には、押印を忘れないようにしてください。

「生年月日」欄の年齢は、出願日現在の満年齢となります。

「連絡先住所」欄には、現住所以外の連絡先を記入してください (なければ、空欄で結構です)。なお、連絡先の宛名を忘れないようにしてください。また、「勤務先住所」欄にも記入してください (なければ、空欄で結構です)。

「その他の連絡方法」欄は、該当するもの全てについての記入をお願いします。特に、言付けが可能な場合は、□その他にチェックの上、詳しく記入してください。

「学歴」欄は、高等学校卒業以降の学歴を記入してください (記入欄が不足の場合は、欄外を使用してください)。また、名称と専攻 (学部、学科等) を漏れなく記入してください。

「職歴」欄は、一般職も含めて、全ての記入をお願いします (記入欄が不足の場合は、欄外を使用してください)。なお、「実務経験証明を提出される場合は、その職歴が全て示されていなければなりません (同一勤務先でも、実務経験職については別に記入してください)。また、名称と職種 (専任・非常勤の別を含みます) を漏れなく記入してください。

「社会福祉活動の経験・実績」欄は、職歴以外の社会福祉活動経験・実績 (ボランティア等) を記入してください。

「入学要件 (自己申告)」欄は、該当する要件を選んでください。

「取得資格」欄は、社会福祉関連資格のみで結構です。

「実務経験自己申告書」（様式 S-3a）記入方法

●全ての記入内容は、次の出願書類「実務経験証明書（個票）」（様式 S-3b）における所属長等の証明事項と一致しなければなりません（特に、証明権者）。

〔様式 S-3a〕

厚生労働省指定通信教育

社会福祉科入学試験：実務経験自己申告書

20〇〇年 11 月 1 日

社会福祉法人 華頂会
華頂社会福祉専門学校長 様

申告者住所 滋賀県草津市〇〇町**-**-**

申告者氏名 華頂 福子

㊞

私の相談援助に関する実務経験は次の通りです。所属長等の証明書を添えて申告いたします。

「申告者住所」欄および「申告者名」は、ご自身の住所、氏名となります（押印を忘れないようにしてください）。

「施設・機関」欄は、ご自身が過去に所属していた、または、現在所属している施設・機関を記入していただきます。なお、該当番号および種別は、本文「参考資料Ⅰ」にある表記に従って、正確に記入してください。また、名称の記入もお願いします。

「職種」欄の該当番号および職名は、本文「参考資料Ⅱ」にある表記に従って、正確に記入してください。

「期間」欄の年は、西暦でお願いします。なお、現在就業中の場合は、年月日の末尾に「現在」を明記してください。また、年数の記入も忘れないようにしてください（端数となる日数は、切り捨ててください）。

「証明権者」欄は、出願書類「実務経験証明書（個票）」（様式 S-3b）における証明権者名を転記していただくことになります。

施設・機関	職 種	期 間	証明権者
該当番号：第2条-十 種別：特別養護老人ホーム 名称（ 〇〇荘 ）	該当番号： 1 - (20) 職名：生活相談員	1996年4月1日～ 1998年3月31日 年数（2年0ヵ月）	社会福祉法人 〇〇会 〇〇荘 施設長 〇〇〇〇
該当番号：第2条-三 種別：病院 名称（ 〇〇病院 ）	該当番号： 1 - (11) 職名：通知にあるアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員	1998年10月1日～ 2001年3月31日 年数（2年6ヵ月）	医療法人〇〇会 〇〇病院 院長 〇〇〇〇
該当番号：第2条-十三 種別：厚生労働大臣が認める施設（精神障害者グループホーム） 名称（〇〇ホーム）	該当番号： 2 - (24) 職名：生活支援員	2001年4月1日～ 2002年11月1日現在 年数（1年7ヵ月）	社会福祉法人 〇〇会 理事長 〇〇〇〇
該当番号：第2条- 種別： 名称（ ）	該当番号： - () 職名：	年 月 日～ 年 月 日 年数（ 年 ヵ月）	
該当番号：第2条- 種別： 名称（ ）	該当番号： - () 職名：	年 月 日～ 年 月 日 年数（ 年 ヵ月）	
該当番号：第2条- 種別： 名称（ ）	該当番号： - () 職名：	年 月 日～ 年 月 日 年数（ 年 ヵ月）	
		合計年数 （6年 1ヵ月）	

※注記：①記載内容は、次の〔様式 S-3b〕における所属長等の証明事項と一致しなければなりません（特に、証明権者）。

②「施設・機関」欄の該当番号と種別、及び「職種」欄の該当番号と職種は、「参考資料Ⅰ・Ⅱ」にて確認の上、記入してください。

③大学・短期大学・専修学校等を卒業された場合、卒業後の実務経験を記入してください。

④万一、申告内容に虚偽や不正が判明した場合は、本校への入学許可等は直ちに取消しになります。

社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校

「実務経験証明書（個票）」（様式 S-3b）記入方法

●この証明書は、ご自身が過去に所属していた、または、現在所属している施設・機関の所属長による証明を受けるための書類です（自己証明は、一切無効です）。

〔様式 S-3b〕

厚生労働省指定通信教育

社会福祉科入学試験：実務経験証明書（個票）

ふりがな	かちょう ふくこ	生年月日（年齢）
氏 名	華頂 福子	1971年 10月 1日（満 46 歳） ※年齢は証明日現在
職 種	施設・機関の種別：厚生労働大臣が認める施設（精神障害者グループホーム） 職名：相談援助業務を行っている専任の職員 ※施設・機関の種別、職名は「表：相談援助業務範囲」にある表記通り記入すること（職場における独自呼称は用いない）	
〔現在も、当施設・機関において同一職種にて勤務している場合の記入欄〕 (1) 上記の者は、2001（昭和・平成 13）年 4 月 1 日より当施設・機関において勤務している者であることを証明します。 〔過去に、当施設・機関において勤務していた場合の記入欄〕 (2) 上記の者は、_____（昭和・平成 _____）年 _____ 月 _____ 日より _____（昭和・平成 _____）年 _____ 月 _____ 日まで当施設・機関において勤務していた者であることを証明します。 20〇〇年 11月 1日 所 在 地 滋賀県大津市〇〇**-***-** 施 設 ・ 機 関 名 社会福祉法人 〇〇会 施設・機関代表者 理事長 〇〇 〇〇 公印		

「氏名」欄は、ご自身の氏名となります。

「生年月日」欄の年齢は、証明日現在の満年齢で結構です。

「職種」欄の施設・機関の種別は、本文「参考資料Ⅰ」にある表記に従って、正確に記入してください。また、職名は、本文「参考資料Ⅱ」にある表記に従って、正確に記入してください。

職歴の証明については、現在の職歴と過去の職歴の記入欄が区別されていますので、注意してください（一証明書につき職歴 1 件の証明となります）。また、期間の年については、西暦と元号による表記をお願いします。

証明権者の証明印は、必ず公印（職印）を使用してください（個人印は、無効です）。

社会福祉法人 華頂会 華頂社会福祉専門学校

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 華頂会
華頂社会福祉専門学校 社会福祉科(社会福祉士一般養成通信課程)

〒520-2144 滋賀県大津市大萱6-4-10

TEL : 077-547-2848 (学科直通) / 077-544-5171 (学校代表)

FAX : 077-514-7441

URL : <http://www.kacho-fukushi.ac.jp>

E-mail : kacho-sw@sage.ocn.ne.jp (専任教員直通)